

夏の交通安全県民運動

7月11日～20日まで実施されます。夏休みや盆休みで通常とは交通環境が異なります。ドライバー・自転車利用・歩行者がそれぞれの立場で他人を思いやり、交通事故を防止しましょう。

自転車安全利用五則（令和4年改正）

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止
を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



自転車が歩行者と衝突する事故が発生しています。

- ★ 携帯電話等での通話や操作しながらの運転は交通違反です。
- ★ イヤホン等を使用して周囲の音が十分に聞こえないような運転は、周囲への注意が不十分になるのでやめましょう。
- ★ 歩道は歩行者優先です。歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、一時停止して下さい。

有松交番

編集・発行
緑警察署
有松交番
052-621-0110

○地域安全情報○

6月中 (暫定値)	侵入盗 (住宅対象)	特殊詐欺	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	合計
有松学区	-	-	1	-	1	-	-	-	-	2
平子学区	-	-	-	-	1	-	-	2	-	3
緑署全体	12	8	6	3	-	12	1	16	28	79

6月中 緑区内の交通事故発生件数
(交通課調べ・暫定値)
人身事故 8 2 件
物損事故 5 0 1 件



横断歩道は
歩行者優先♡
★取締り強化中★

特殊詐欺に注意！

警察官や区役所、百貨店等の職員を騙って、
「キャッシュカードを封筒に入れて」
「還付金がある」「手続き口座を教えて」
「キャッシュカードが悪用されている」
「暗証番号を教えて」というのは…うそ！

